

改正

平成24年3月30日告示第82号

平成27年11月19日告示第321号

行田市地域公共交通会議設置要綱

(目的)

第1条 行田市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）は、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため設置する。

(協議事項)

第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様及び運賃・料金等に関する事項
- (2) 市町村運営有償輸送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (3) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項

(交通会議の構成員)

第3条 交通会議の委員は、次に掲げる者とする。

- (1) 行田市長又はその指名する者
- (2) 一般乗合旅客自動車運送事業者が指名する者
- (3) 一般貸切（乗用）旅客自動車運送事業者が指名する者
- (4) 一般社団法人埼玉県バス協会の代表者又はその指名する者
- (5) 一般社団法人埼玉県乗用自動車協会の代表者又はその指名する者
- (6) 住民又は利用者の代表
- (7) 国土交通省関東運輸局埼玉運輸支局長又はその指名する者
- (8) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転手が組織する団体の代表者又はその指名する者
- (9) 行田警察署長又はその指名する者
- (10) 埼玉県企画財政部交通政策課長又はその指名する者
- (11) 道路管理者

(12) その他交通会議が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第5条 交通会議に会長をおき、第3条第1号に掲げる者をもって充てる。

2 会長は、交通会議を代表し、会務を総括する。

3 会長に事故がある場合には、委員の中から会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(会議)

第6条 交通会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。

3 委員は、会議への出席及び議決権の行使を、代理人に委任することができる。

4 会議の議決の方法は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところとする。

5 会議は、原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開とすることができる。

6 議長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見等を聴くことができる。

(協議結果の取扱い)

第7条 交通会議において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(庶務)

第8条 交通会議の庶務は、市民生活部地域づくり支援課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、会長が交通会議に諮り定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(行田市市内循環バス新運行路線等原案策定検討委員会設置要綱の廃止)

2 行田市市内循環バス新運行路線等原案策定検討委員会設置要綱（平成20年告示第128号）は、廃止する。

附 則（平成24年 3 月30日告示第82号）

この告示は、平成24年 4 月 1 日から施行する。